

ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等について

四国中央市耐震改修促進計画「第5住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」「7 地震時の総合的な安全対策に関する事項」に記載する、別に定める災害時の重要な避難路等については、以下に掲げるものとする。

1 緊急輸送道路

地震等災害発生時に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路

※緊急輸送道路【四国中央市耐震改修促進計画 資料編 3】

2 避難路

(1) 四国中央市地域防災計画において指定されている避難路

※避難路【四国中央市地域防災計画 第5編 資料編】

(2) 住宅や事務所等から指定緊急避難所^{※1}又は指定避難所^{※2}へ至る道

3 通学路

四国中央市内の各学校が、児童・生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路とし、集団登下校を実施する道路を対象とする。

4 大規模な災害が発生した場合において、その利用を確保することが重要な施設の沿道

(1) 市内の防災拠点となる施設の敷地の沿道

庁舎、警察署、病院など、大地震等に防災拠点等となる施設の敷地の沿道（当該敷地が接する道路をいう。以下同じ）

※防災拠点施設【四国中央市耐震改修促進計画 資料編 2】

(2) 指定避難所の敷地の沿道

指定避難所の敷地の沿道

※1：災害対策基本法（昭和36年法律223号）第49条の4第1項に規定する市長が指定する指定緊急避難所をいう

※指定緊急避難所【四国中央市地域防災計画 第5編 資料編】

※2：災害対策基本法（昭和36年法律223号）第49条の7第1項に規定する市長が指定する指定避難所をいう

※指定避難所【四国中央市地域防災計画 第5編 資料編】